

公 告

浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託に係る公募型 プロポーザルの実施について

浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年浜田市訓令第 3 号）第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 16 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 業務名 浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務
- 2 業務の目的 この業務は、島根県内の学校を卒業した者又は地方に興味関心を持つ都市部在住の者の人材還流及び定着を図ることを目的に、市内滞在型プログラムを構築し、関係人口の拡大と移住者の増加を図ることを目的とする。
- 3 業務概要 「浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託仕様書」（浜田市ホームページ掲載）のとおり
- 4 委託期間 契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 参加表明書提出期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時 15 分必着
- 6 企画提案書提出期限 令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時 15 分必着
- 7 担当課の名称及び連絡先
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
浜田市地域政策部定住関係人口推進課移住定住係
担当 藤井、岡本
電話番号 0855-25-9511
電子メール teiju@city.hamada.lg.jp

その他詳細は、浜田市ホームページをご覧ください。

浜田市人材還流による移住促進事業
企画運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課

目 次

1	目的	1 ページ
2	業務の概要	1 ページ
3	選定方法	1 ページ
4	契約期間	1 ページ
5	スケジュール	1 ページ
6	参加資格	1～2 ページ
7	参加表明書等の提出	2 ページ
8	実施要領の配布	2～3 ページ
9	実施要領等に対する質問	3 ページ
10	企画提案書等の提出	3～5 ページ
11	企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）	5 ページ
12	審査、選定及び結果について	5～6 ページ
13	契約方法	6 ページ
14	その他の留意事項	6 ページ
15	添付資料	6～7 ページ
16	問合せ先	7 ページ

1 目的

島根県内の学校を卒業した者又は地方に興味関心を持つ都市部在住の者の人材還流及び定着を図ることを目的に、市内滞在型プログラムを構築し、関係人口の拡大と移住者の増加を図る。

本要領は、浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務の委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務

(2) 業務内容等

「浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 見積限度額

9,900,000円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）日まで（予定）

※ 終期については、提案された業務内容を踏まえ、受託候補者と契約締結までに調整する。

5 スケジュール

期間	内容
令和7年5月16日（金）	公告及び公募開始
令和7年5月16日（金）～ 令和7年6月2日（月）	質問書の受付期間
令和7年6月9日（月）	参加表明書提出期限
令和7年6月12日（木）	参加資格確認結果通知
令和7年7月1日（火）	提案書提出期限
令和7年7月10日（木）（予定）	プレゼンテーションによる受託候補者の選定
令和7年7月中旬以降	選定結果通知及び契約締結

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分野「役務等の提供」の大分類「企画・製作」の小分類「イベント企画・運営」に登録されている者
- ※ 参加の意向がある場合であって、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「16 問合せ先」に事前に連絡をすることで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 5 月 30 日（金）必着で郵送すること。
- なお、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「浜田市」のみを選択すること。
- (3) 公告（公募開始）の日（令和 7 年 5 月 16 日（金））において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の期間にない者

7 参加表明書等の提出

「6 参加資格」を満たし、このプロポーザルに参加する意思がある場合は、次に掲げる提出書類を提出期限までに定住関係人口推進課に持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	部数	備考	提出期限
1	公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第 1 号）	1 部		令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時 15 分必着 （持参の場合の受付時間：土日祝日を除く、8 時 30 分～17 時 15 分）
2	事業者概要書（様式第 2 号）	1 部	グループで参加表明をする場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。	
3	共同事業体協定書兼委任状（様式第 3 号）	1 部	<u>グループで参加表明をする場合のみ</u>	

8 実施要領の配布

この実施要領は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 6 月 2 日（月）まで
- ※ 土日祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分まで

- (2) 配布場所 浜田市地域政策部定住関係人口推進課
 ※ 市ホームページにおいても掲載を行う。

市ホームページURL

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1747129110468/index.html>

9 実施要領等に対する質問

この実施要領及びプロポーザルに関することについて、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書（様式第4号）
- (2) 受付期間 令和7年5月16日（金）から令和7年6月2日（月）まで
- (3) 提出場所 「16 問合せ先」と同じ
- (4) 提出方法 持参又は事前に電話連絡の上、郵送又は電子メールで提出
- (5) 回 答 質問者に対して受付後1週間以内を目途に回答する。

また、質問の要旨及び回答を浜田市ホームページで公表する（質問者名は非公表）。ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、公表しない。

10 企画提案書等の提出

参加表明者の資格確認後、有資格事業者に対して、資格確認通知書及びプロポーザル方式提案書提出依頼書を送付するため、次に掲げる提出書類を提出期限までに定住関係人口推進課に持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。

※ 提出形式は、持参又は郵送の場合、紙ベース及びPDFデータ（DVD-R等）で提出すること。

また、電子メールの場合、PDFデータをメールに添付して提出すること。

※ 持参の場合は、土日祝日を除く、8時30分から17時15分までに提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留による提出期限必着とする。

※ ファクシミリでの提出は不可とする。

※ 提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

No.	提出書類名	部数	備考	提出期限
1	企画提案書提出届 （様式第5号）	1部		令和7年7月1日（火） 17時15分必着 （持参の場合の受付時間：土日祝日を除く、8時30分～17時15分）
2	企画提案書 （任意様式）	8部		
3	業務実施体制表 （様式第6号）	8部		

4	業務実績調書 (様式第7号)	8部	<u>グループで企画提案 をする場合は、代表 構成員分のみ</u>	
5	参考見積書 (任意様式)	1部		

(2) 提案書等の記載事項及び記載上の留意点

No.	記載事項	記載上の留意点
1	企画提案書	・本市の状況、業務の目的及び業務内容等を十分に理解した上で、仕様書に沿った内容を記載すること。 ・提案内容に係る契約期間中のスケジュール、工程等について記載すること。 ・その他、特に提案したい事項、PRしたい受託実績及び業績又は成果等があれば記載すること。
2	参考見積書	・宛名は、浜田市長とし、提出日、業務名、社名及び代表者名等を記載すること。 ・見積書には内訳書を添付すること。業務内容ごとに、直接人件費、諸経費等業務遂行に必要となる全ての作業項目及び経費の額を積み上げて作成すること。 ・見積限度額は9,900,000円(税込)とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

(3) 申請に関する留意事項

ア 申請の際に要する費用は、事業者の負担とする。

イ 提出書類の内容の変更、追加は、市が補正を求めた場合を除いて、原則として認めない。

また、市が受理した提出書類は、返却しない。

ウ 必要に応じて追加資料を求める場合がある。

エ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

オ 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止する。

カ 事業者が申請に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を事業者が負うものとする。

キ 提出書類の著作権は事業者に帰属する。

ク 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、浜田市情報公開条例(平成17年浜田市条例第20号)第7条に規定する不開示情報を除き、提出書

類（追加提出資料を含む。）及び本市の評価を公開する場合がある。

ケ 申請から仮協定締結までの期間に申請を辞退しようとするときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

なお、辞退したことにより、今後、不利益な取扱いを受けることはないものとする。

11 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和7年7月10日（木）（予定）※詳細は別途通知を行う。
- (2) 実施方法 対面又はオンライン形式（Zoom）のうち、事業者が希望する形式で実施
- (3) 場 所 対面の場合は、浜田市役所内会議室を予定
- (4) オンライン オンライン形式（Zoom）の参加方法については、別途連絡を行う。
- (5) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名までとする。
- (6) 実施内容
 - ア プレゼンテーションは、提案説明を20分以内で行い、その後、質疑応答を20分以内で行う。
 - イ 提案説明は提出済みの提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこととする。
- (7) その他
 - ア プレゼンテーションはパワーポイント等の使用を可能とする。その際必要となるプロジェクター、スクリーン及びプロジェクター用コード等は市が準備する。
 - イ プレゼンテーションは非公開で実施する。

12 審査、選定及び結果

(1) 審査及び選考方法

参加事業者のプレゼンテーション終了後、浜田市人材還流による移住促進事業企画運營業務プロポーザル選定審査会（以下「選定審査会」という。）が、別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（受託候補者）の選考を行う。

審査の結果、各委員が採点した評価点の平均点が、最も高い得点を得た者を受託候補者とし、次に高い得点を得た者を次点受託候補者に選定する。ただし、参加者が6者以上の場合は、選定審査会において書類審査を実施し、5者以下に選考してプロポーザル審査を実施する場合がある。

なお、平均点が6割未満（60点未満）となる場合は、受託候補者として選定しない。

※ 参加者が1者の場合もプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合のみ受託候補者とする。

(2) 審査結果

選定結果は、提案者全員に文書で通知する。

また、選定した受託者等の選定結果については、市ホームページで公表する。

(3) 異議申立て

審査結果については、いかなる異議申立ても受け付けないものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件に該当しない場合

イ プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

エ 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合

オ その他不適当と認められた場合

(5) その他

提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る一切の経費は、事業者の負担とする。

13 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した受託候補者と協議し、市と受託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、次点受託候補者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書の提出がなかった場合又は提出した場合においても提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出することができない。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案資格の確認又は受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (3) 提案資格の通知後又は提案書の提出後において、「6 参加資格」を満たさないこととなった場合は、提案を行うことができないこととし、提案書が既に提出された場合にあっては、その提案書は無効とする。

15 添付資料

- (1) 浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託仕様書
- (2) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）
- (3) 事業者概要書（様式第2号）
- (4) 共同事業体協定書兼委任状（様式第3号）
- (5) 質問書（様式第4号）
- (6) 企画提案書提出届（様式第5号）
- (7) 業務実施体制表（様式第6号）

- (8) 業務実績調書（様式第7号）
- (9) 公募型プロポーザル参加辞退届（様式第8号）
- (10) 評価基準表（別紙）

16 問合せ先

- (1) 担当部署 浜田市地域政策部定住関係人口推進課移住定住係
(浜田市役所本庁舎 4 階)
- (2) 担 当 藤井、岡本
- (3) 所 在 地 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
- (4) 電 話 0855-25-9511
- (5) 電子メール teiju@city.hamada.lg.jp